

情個審第 29 号

平成30年3月9日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

平成29年10月31日付け子家諮問第4号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私と私の子どもの相談内容、面接内容が記録されている経過記録票のすべての記録情報」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第92号）

（個人情報答申第87号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った別表の「不開示部分」欄を不開示とする部分開示決定のうち、同表の「審査請求対象部分」欄に掲げる部分を不開示としたことについては、同表の「開示相当部分」欄に掲げる部分以外を不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分を不開示としたことはこれを取り消し、開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

平成28年11月25日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

私の子どもの相談内容、面接内容の詳細の全てについての情報（平成〇〇年から平成〇〇年〇月〇日までの〇〇児童相談所で保管している記録類）

私の相談（面接）内容、私の子どもの相談（面接）内容、検査所見の写し、相談（面接）記録の他（本人、保護者からの連絡、電話、手紙等を含むの日時、内容等全て及び相談所の対応の詳細な記録と相談所内での情報共有、会議等、誰がいつ、どのように把握して責任を負っていたか。）

### 2 実施機関の決定及び通知

平成29年1月25日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、審査請求人及びその子ども（以下「本件児童」という。）に関する相談等に係る情報等が記録されている経過記録票（以下「本件経過記録票」という。）に記載された保有個人情報を特定し、別表の「不開示部分欄」に掲げる部分について、同表「実施機関の判断」欄に掲げる条例第14条該当号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年3月10日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件経過記録票のうち、心理検査等の写し、実施機関と通学○学校が電話等により連絡を取り合った部分の情報（以下「聞き取り内容等情報」という。）及び平成○○年○月に審査請求人と児童相談所が電話等により話をした部分の情報（以下「援助方針情報」という。）に係る本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 現在、本件児童が通学している○学校において本件児童の発達障害を否定され、適切な支援を要求しても対応されずに拒否されて、不利益が生じている。
- (2) 発達相談施設、学校等、関係各所における経過説明に使用する必要がある。
- (3) 本件児童が通学している学校等を含む相談所での指導・助言と内容が不一致である。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件経過記録票について

本件経過記録票は、実施機関が本件児童に関する相談援助業務を行うに当たり、関係者との相談内容や面接内容等の相談援助業務に係る情報を記録した文書である。

なお、本件経過記録票のうち、心理検査等の写しの部分は、児童心理司が本件児童に対して実施した心理検査から児童の能力的特徴や性格的傾向、情緒的な特徴等を把握し、児童の内面をまとめるための基礎となる情報を記録した部分である。

#### 2 心理検査等の写しについて

心理検査は、実施機関が児童相談援助業務を実施する上で、対象となる児童にどのような支援が必要かを判断するための基礎となるものであり、適切な検査により正確な検査結果を得ることが必要となる。

しかし、心理検査に用いられる検査書類等が検査実施者以外の手にわたることになれば、検査書類等に関する情報が転々流通するおそれがあり、

当該情報を入手した者によっては、自己が監護する児童の検査前に、良い結果が出るように類似した課題を練習させ、又は悪い結果が出るように回答を検討することも考えられ、今後の児童の心理検査に影響を与えるおそれがある。

また、本件児童との関係で考えると、再検査を実施する必要が生じた場合、前述と同様の理由により、客観的な評価を得ることが期待できなくなる。

したがって、開示することにより、正確な心理検査の実施が困難となり、今後の児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に該当する。

### 3 聞き取り内容等情報について

聞き取り内容等情報は、学校担当者の氏名、当該学校担当者から聞き取った本件児童の学校生活の様子及びそれを踏まえた調整内容に関する情報である。

実施機関が行う児童相談援助業務は、本件児童が通学する〇学校などの関係機関（以下「関係機関」という。）との密接・迅速な連携と協力体制が必要になることから、関係機関との信頼関係の構築が不可欠である。加えて、実施機関に情報を提供した関係機関は、その情報や調整内容が本件児童や審査請求人に開示されることは想定していない。

聞き取り内容等情報は、学校担当者が本件児童についての学校の考えや評価を実施機関に率直に伝える内容、それに対する実施機関及び実施機関担当者の考え、今後の方針等を含んでおり、これを開示することになれば、関係機関からの実施機関に対する信頼が失われ、率直な意見の表明を躊躇するなど連携に支障が出るとともに、開示請求を恐れて、実施機関においても率直な意見の記録を躊躇し、経過記録としての機能を著しく低下させるなど、本件児童への適正な支援が困難になる可能性があり、今後の児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に該当する。

また、聞き取り内容等情報のうち、同条第3号に該当するとして不開示とした部分については、学校担当者の氏名等が個人識別情報に該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないことから不開示としたものであるが、改めて検討したところ、開示することにより、上述のとおり、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると考えられるため、同条第7号にも該当する。

同様に、同号に該当するとして不開示とした部分についても、学校担当

者の氏名等が個人識別情報に該当するため、同条第3号に該当する。

#### 4 援助方針情報について

援助方針情報は、本件児童についての実施機関の今後の援助方針に関する情報である。

援助方針情報を開示すると、実施機関が援助方針を決定するに至った根拠や判断の内容が明らかとなる。そして、審査請求人が、実施機関の判断内容に係る情報を知ることになれば、審査請求人に本件児童に係る今後の援助方針に対する予見を与え、審査請求人が実施機関の援助方針を意識した行動を取ることも考えられる。

したがって、援助方針情報は、開示することにより、虐待等の状況の正確な把握を困難にし、今後の児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に該当する。

#### 5 結論

以上のことから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

#### 1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、本件経過記録票に記載された保有個人情報であると認められる。

また、本件経過記録票は、実施機関が審査請求人及び本件児童に関する聞き取り内容等情報、援助方針情報及びそれらの情報以外の相談等に係る情報を記録した文書並びに実施機関が本件児童に対して行った心理検査に係る情報を記録した心理検査等の写しにより構成されている。

さらに、心理検査等の写しは、日本版 wisc - IV 記録用紙（以下「心理検査書類等1」という。）、日本版 wisc - IV ワークブック1（以下「心理検査書類等2」という。）、日本版 wisc - IV ワークブック2（以下「心理検査書類等3」という。）、P-Fスタディ日本版 児童用（〇〇〇〇）第Ⅲ版（以下「心理検査書類等4」という。）、P-Fスタディ整理票 第Ⅲ版（児童用）㊦ ㊧（以下「心理検査書類等5」という。）、精研式文章完成法テストSCT 〇〇〇〇（以下「心理検査書類等6」という。）、FDT 〇〇〇〇〇〇〇（以下「心理検査書類等7」という。）、FDT個人票 〇〇〇〇〇（以下「心理検査書類等8」という。）及び本件児童が描いた絵（以下「心理検査書類等9」という。）により構成されている。

審査請求書の記載及び実施機関が審査請求人に確認した結果から、審査

請求人は、本件経過記録票のうち、心理検査等の写し、聞き取り内容等情報及び援助方針情報について、本件処分の取消しを求めていると認められるので、以下では、心理検査書類等1から9まで、聞き取り内容等情報及び援助方針情報の不開示情報該当性について検討することとする。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 条例第14条第3号該当性について

聞き取り内容等情報のうち、実施機関が不開示とした「学校担当者の氏名等」の部分当審査会で見分したところ、当該部分に記載されているのは、いずれも私立の学校担当者の職氏名であり、条例第14条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書に該当する事情は認められないから、「学校担当者の氏名等」の部分は、同号本文に該当すると認められる。

### (2) 条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示としている。

#### ア 心理検査書類等1から9までについて

当審査会において、実施機関が条例第14条第7号に該当するとして不開示とした部分を見分したところ、実施機関が本件児童に対して実施した心理検査の問題、検査問題に対する本件児童の回答及び得点、当該回答及び得点に対する検査者の評価並びに検査者の評価方法といった情報（以下「検査問題等情報」という。）が記載されていることが認められる。

心理検査は、実施機関が児童相談援助業務を実施する上で、対象となる児童にどのような支援が必要かを判断するための基礎となるものであり、適切に行われることにより正確な結果を得ることが必要となるものである。

検査問題等情報を審査請求人に開示することとなると、今後、本件児童に再検査を実施する必要が生じた場合、再検査前に審査請求人が本件児童に類似した問題を練習させることが可能になるとともに、本件児童が検査問題等情報を示された場合、過去の自身の回答内容や検査者の評価方法を意識して回答してしまうことも考えられ、正確な

検査結果を得ることが期待できなくなると認められる。

また、仮に、検査問題等情報が転々流通することになれば、当該情報を入手した者によっては、検査において良い結果が出るよう類似した問題を練習したり、又は悪い結果が出るよう回答を操作したりすることも考えられ、今後の児童の心理検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかし、検査問題等情報のうち、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、審査請求人に既に通知されている情報又は検査の実施日、本件児童の氏名、生年月日、性別等の情報であり、これらを開示することにより心理検査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除き、検査問題等情報を開示すると、今後の児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に該当すると認められる。

#### イ 聞き取り内容等情報について

当審査会において見分したところ、聞き取り内容等情報には、学校担当者が本件児童の学校生活の様子、学校の考えや評価を実施機関に率直に伝えた内容、それに対する実施機関の考え及び今後の方針等についての学校と実施機関との調整内容に関する情報が記載されていると認められる。

実施機関が児童相談援助業務を実施するに当たっては、関係機関との密接・迅速な連携と協力体制が必要であり、そのためには、関係機関との信頼関係の構築が不可欠であるといえることができる。

関係機関は、実施機関に情報を提供したり、実施機関と今後の方針等を調整したりするに当たって、その情報や調整内容が実施機関から本人やその保護者に開示されることは想定していないと考えられるところ、聞き取り内容等情報を開示すれば、関係機関の実施機関に対する信頼が失われ、関係機関において、実施機関に対する情報の提供や、実施機関との今後の方針等の調整における率直な意見の表明を躊躇<sup>ちゅうちょ</sup>するようになるなど、実施機関と関係機関の連携に支障が生じることが考えられる。

また、実施機関においても、関係機関から提供された情報や今後の方針等の調整における関係機関の率直な意見を具体的に記録することを躊躇<sup>ちゅうちょ</sup>するようになり、経過記録としての有用性が低い記録が作成さ

れるようになることも考えられる。

したがって、聞き取り内容等情報を開示すると、今後の児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、聞き取り内容等情報は、条例第14条第7号に該当すると認められる。

#### ウ 援助方針情報について

当審査会において見分したところ、援助方針情報には、実施機関が本件児童に対する援助方針を決定するに至った根拠や判断の内容が記載されていると認められる。

援助方針情報を開示すれば、審査請求人に本件児童に係る実施機関の今後の援助方針に対する予見を与え、審査請求人が実施機関の援助方針を意識した行動をとることで、生活状況等の正確な把握が困難になることも考えられる。

したがって、援助方針情報を開示すると、今後の児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、援助方針情報は、条例第14条第7号に該当すると認められる。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月31日	諮問受理
平成29年11月13日	審査（平成29年度第3回審査会第二部会）
平成29年12月18日	審査（平成29年度第4回審査会第二部会）
平成30年 1月22日	審査（平成29年度第5回審査会第二部会）
平成30年 2月23日	審査（平成29年度第6回審査会第二部会）

別表

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
2	28 行目から 30 行目まで		第 7 号		
5	1 行目から 30 行目まで		第 7 号		
6	1 行目から 30 行目まで		第 7 号		
7	1 行目から 22 行目まで		第 7 号		
8	1 行目から 15 行目まで 20 行目 25 行目から 27 行目まで		第 7 号 第 7 号 第 7 号		
9	1 行目から 4 行目まで 6 行目から 14 行目まで  16 行目から 20 行目まで	6 行目から 14 行目まで	第 7 号 第 7 号  第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
10	1 行目から 30 行目まで		第 3 号		
11	1 行目から 6 行目まで 7 行目から 14 行目まで		第 3 号 第 7 号		
12	1 行目から 8 行目まで		第 7 号		
13	1 行目から 6 行目まで		第 7 号		
14	1 行目から 30 行目まで		第 3 号		
15	1 行目から 4 行目まで 6 行目から 14 行目まで 16 行目から 18 行目まで 21 行目から 23 行目まで		第 3 号 第 3 号 第 3 号 第 7 号		
16	1 行目から 4 行目まで 6 行目 9 行目から 24 行目まで 26 行目から 30 行目まで		第 3 号 第 3 号 第 3 号 第 3 号		

本件経過記録票		条例第 14 条該当号		開示相当部分	
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
17	1 行目から 4 行目まで 7 行目から 20 行目まで		第 3 号 第 3 号		
18	1 行目から 4 行目まで 5 行目から 6 行目まで		第 7 号 第 3 号		
19	23 行目から 30 行目まで		第 3 号		
20	1 行目から 18 行目まで 20 行目から 26 行目まで 29 行目から 30 行目まで		第 3 号 第 7 号 第 7 号		
21	1 行目 3 行目から 26 行目まで  28 行目から 30 行目まで	3 行目から 26 行目まで	第 7 号 第 7 号  第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
22	2 行目から 9 行目まで		第 3 号		
23	8 行目から 17 行目まで		第 3 号		
27	19 行目から 27 行目まで		第 7 号		
28	1 行目から 30 行目まで		第 3 号		
29	1 行目から 17 行目まで 19 行目から 22 行目まで		第 3 号 第 7 号		
31	1 行目から 19 行目まで  21 行目から 22 行目まで	1 行目から 19 行目まで	第 7 号  第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
32	1 行目から 30 行目まで		第 3 号		
33	1 行目から 16 行目まで 18 行目から 21 行目まで		第 3 号 第 7 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
34	1 行目から 9 行目まで 11 行目から 18 行目まで		第 7 号 第 7 号		
35	1 行目から 13 行目まで 16 行目から 30 行目まで		第 3 号 第 7 号		
36	5 行目から 22 行目まで	5 行目から 22 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
37	1 行目から 22 行目まで		第 3 号		
38	5 行目から 19 行目まで		第 3 号		
39	1 行目から 11 行目まで 15 行目から 26 行目まで		第 7 号 第 7 号		
41	1 行目から 13 行目まで		第 3 号		
44	2 行目		第 7 号		
47	5 行目から 8 行目まで 11 行目から 14 行目まで		第 7 号 第 7 号		
48	15 行目から 18 行目まで		第 7 号		
49	1 行目から 30 行目まで		第 3 号		
50	1 行目から 6 行目まで 10 行目		第 3 号 第 7 号		
52	5 行目から 22 行目まで  24 行目から 30 行目まで	5 行目から 22 行目まで	第 3 号  第 3 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
53	1 行目から 12 行目まで		第 3 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
57	2 行目から 19 行目まで 21 行目から 24 行目まで 26 行目から 27 行目まで	26 行目から 27 行目まで	第 3 号 第 7 号 第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
58	1 行目から 4 行目まで 5 行目から 14 行目まで		第 3 号 第 3 号		
59	1 行目から 2 行目まで 4 行目から 8 行目まで		第 3 号 第 7 号		
60	1 行目から 14 行目まで		第 3 号		
62	11 行目から 30 行目まで		第 7 号		
63	1 行目から 5 行目まで 7 行目から 10 行目まで  13 行目から 30 行目まで	7 行目から 10 行目まで	第 7 号 第 7 号  第 3 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
64	2 行目から 5 行目まで		第 7 号		
66	19 行目から 30 行目まで		第 3 号		
67	1 行目 3 行目から 4 行目まで		第 3 号 第 7 号		
68	1 行目から 14 行目まで 16 行目から 19 行目まで		第 3 号 第 3 号		
69	1 行目から 9 行目まで	1 行目から 9 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
71	17 行目から 22 行目まで	17 行目から 22 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
72	1 行目から 13 行目まで		第 3 号		
75	25 行目から 30 行目まで		第 7 号		
76	12 行目から 24 行目まで	12 行目から 24 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	29 行目から 30 行目まで	29 行目から 30 行目まで	第 7 号	第 7 号	
78	10 行目から 21 行目まで	10 行目から 21 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	23 行目から 25 行目まで	23 行目から 25 行目まで	第 7 号	第 7 号	
79	1 行目から 30 行目まで		第 3 号		
80	1 行目から 12 行目まで		第 3 号		
84	18 行目から 19 行目まで		第 7 号		
	21 行目から 22 行目まで		第 7 号		
85	1 行目から 6 行目まで		第 3 号		
86	1 行目から 7 行目まで	1 行目から 7 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
87	6 行目から 25 行目まで		第 3 号		
	27 行目から 28 行目まで		第 3 号		
89	1 行目から 3 行目まで		第 7 号		
90	1 行目から 24 行目まで		第 3 号		
91	1 行目から 4 行目まで		第 7 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
92	1 行目から 5 行目まで		第 7 号		
94	1 行目から 3 行目まで		第 3 号		
95	5 行目から 6 行目まで 10 行目から 11 行目まで		第 7 号 第 3 号		
97	2 行目から 3 行目まで 8 行目から 19 行目まで		第 7 号 第 3 号		
98	1 行目から 2 行目まで 5 行目から 8 行目まで 19 行目から 22 行目まで		第 3 号 第 3 号 第 3 号		
101	10 行目から 18 行目まで		第 3 号		
103	1 行目から 17 行目まで 19 行目から 23 行目まで		第 3 号 第 7 号		
104	1 行目から 30 行目まで	1 行目から 30 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
105	1 行目	1 行目	第 7 号	第 7 号	
106	28 行目から 30 行目まで		第 7 号		
107	2 行目から 8 行目まで 10 行目 21 行目から 26 行目まで		第 7 号 第 7 号 第 7 号		
110	1 行目から 9 行目まで		第 3 号		
111	29 行目から 30 行目まで		第 7 号		
114	22 行目から 25 行目まで		第 3 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
116	23 行目から 29 行目まで		第 7 号		
117	1 行目から 2 行目まで 10 行目から 26 行目まで		第 3 号 第 7 号		
118	1 行目から 15 行目まで		第 3 号		
121	13 行目から 17 行目まで	13 行目から 17 行目まで	第 7 号	第 7 号	
122	5 行目から 9 行目まで 23 行目から 26 行目まで	23 行目から 26 行目まで	第 7 号 第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
124	1 行目から 6 行目まで	1 行目から 6 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
125	17 行目から 21 行目まで	17 行目から 21 行目まで	第 7 号	第 7 号	
126	1 行目から 15 行目まで		第 3 号		
127	17 行目から 22 行目まで		第 3 号		
128	25 行目から 28 行目まで		第 3 号		
130	1 行目から 5 行目まで 7 行目から 9 行目まで		第 3 号 第 3 号		
131	1 行目から 6 行目まで	1 行目から 6 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	
132	10 行目から 11 行目まで 12 行目から 15 行目まで 20 行目から 22 行目まで		第 3 号 第 3 号 第 7 号		
134	1 行目から 11 行目まで		第 3 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
135	1 行目から 2 行目まで		第 3 号		
136	1 行目から 7 行目まで 8 行目から 12 行目まで		第 3 号 第 7 号		
137	1 行目から 24 行目まで	1 行目から 24 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
138	1 行目から 25 行目まで 27 行目から 29 行目まで		第 3 号 第 7 号		
141	19 行目から 21 行目まで		第 7 号		
142	1 行目から 25 行目まで	1 行目から 25 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
144	1 行目から 7 行目まで		第 3 号		
145	1 行目から 2 行目まで		第 3 号		
146	16 行目から 30 行目まで		第 3 号		
147	1 行目から 5 行目まで		第 7 号		
148	4 行目から 21 行目まで 23 行目から 24 行目まで  26 行目から 30 行目まで	23 行目から 24 行目まで	第 3 号 第 7 号  第 3 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
149	1 行目		第 3 号		
150	1 行目から 5 行目まで		第 7 号		
151	7 行目から 11 行目まで 25 行目から 26 行目まで 30 行目		第 3 号 第 3 号 第 3 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
152	1 行目から 3 行目まで 7 行目から 9 行目まで 11 行目から 18 行目まで 20 行目から 26 行目まで		第 3 号 第 3 号 第 7 号 第 7 号		
157	8 行目から 30 行目まで		第 7 号		
158	10 行目から 13 行目まで		第 3 号		
159	9 行目から 10 行目まで 23 行目から 28 行目まで		第 3 号 第 3 号		
160	4 行目から 5 行目まで 8 行目から 11 行目まで		第 3 号 第 3 号		
161	1 行目から 6 行目まで 8 行目から 14 行目まで 16 行目から 18 行目まで		第 7 号 第 7 号 第 7 号		
163	28 行目から 30 行目まで		第 7 号		
164	1 行目 3 行目から 11 行目まで 13 行目から 19 行目まで 21 行目から 29 行目まで		第 7 号 第 7 号 第 7 号 第 7 号		
165	1 行目から 2 行目まで 4 行目から 10 行目まで		第 7 号 第 7 号		
170	30 行目		第 7 号		
171	1 行目から 3 行目まで		第 7 号		
178	1 行目から 14 行目まで  16 行目から 17 行目まで	1 行目から 14 行目まで	第 7 号  第 7 号	第 3 号 (学校担 当者の氏名等) 及び第 7 号	

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
180	1 行目から 3 行目まで	1 行目から 3 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	5 行目から 8 行目まで	5 行目から 8 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	10 行目から 13 行目まで 15 行目から 21 行目まで	10 行目から 13 行目まで 15 行目から 21 行目まで	第 7 号 第 7 号	第 7 号 第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	23 行目から 24 行目まで	23 行目から 24 行目まで	第 7 号	第 7 号	
181	1 行目から 3 行目まで	1 行目から 3 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	6 行目から 11 行目まで 16 行目から 18 行目まで		第 3 号 第 3 号		
183	3 行目から 7 行目まで 10 行目から 27 行目まで	10 行目から 27 行目まで	第 7 号 第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
184	1 行目から 7 行目まで		第 7 号		
185	1 行目から 9 行目まで		第 7 号		
186	2 行目		第 7 号		
	7 行目から 14 行目まで		第 7 号		
187	1 行目から 16 行目まで	1 行目から 16 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	18 行目から 24 行目まで	18 行目から 24 行目まで	第 7 号	第 7 号	

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
188	1 行目から 10 行目まで	1 行目から 10 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	12 行目から 19 行目まで	12 行目から 19 行目まで	第 7 号	第 7 号	
189	4 行目から 24 行目まで	4 行目から 24 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
190	9 行目から 18 行目まで	9 行目から 18 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	20 行目から 22 行目まで 24 行目から 29 行目まで	20 行目から 22 行目まで 24 行目から 29 行目まで	第 7 号 第 7 号	第 7 号 第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
192	16 行目から 17 行目まで		第 3 号		
193	1 行目から 2 行目まで		第 3 号		
	4 行目から 5 行目まで		第 3 号		
	7 行目から 9 行目まで		第 3 号		
	11 行目から 12 行目まで 14 行目から 15 行目まで		第 3 号 第 3 号		
194	9 行目から 12 行目まで 25 行目から 30 行目まで	25 行目から 30 行目まで	第 3 号 第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
195	1 行目から 2 行目まで	1 行目から 2 行目まで	第 7 号	第 3 号 (学校担当者の氏名等) 及び第 7 号	
	4 行目から 8 行目まで	4 行目から 8 行目まで	第 7 号	第 7 号	
196	1 行目から 2 行目まで		第 7 号		
	5 行目から 12 行目まで		第 3 号		

本件経過記録票			条例第 14 条該当号		開示相当部分
頁	不開示部分	審査請求対象部分	実施機関の判断	審査会の判断	
一	心理検査書類等 1	心理検査書類等 1	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	検査日，生年月日，年齢，受検者氏名，検査者氏名，記録項目名（下位検査項目名を除く。），合成得点，合成得点プロフィール，検査時間のメモ，受検者欄，性別欄，利き手欄，学校欄，学年欄，検査者欄，検査場所欄，検査理由欄，出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 2	心理検査書類等 2	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	受検者氏名，年齢欄，検査日，検査者氏名，記録項目名（下位検査項目名を除く。），出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 3	心理検査書類等 3	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	受検者氏名，年齢欄，検査日，検査者欄，出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 4	心理検査書類等 4	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	受検者氏名，性別，実施日，学年，生年月日欄，年齢欄，著者名，出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 5	心理検査書類等 5	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	検査時間のメモ，受検者氏名，検査日，年齢，所要時間，所属欄，生年月日欄，検査者氏名，名前欄，検査日欄，年齢欄，所要時間欄，所属欄，生年月日欄，検査者名欄，出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 6	心理検査書類等 6	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	記入日，受検者氏名，性別欄，保護者名欄，学校名欄，生年月日欄，住所欄，著者名，出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 7	心理検査書類等 7	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	記入日，受検者氏名，性別欄，年齢欄，学年欄，著者名，出版社名及び著作権表示
一	心理検査書類等 8	心理検査書類等 8	第 7 号	第 7 号（開示相当部分を除く）	記録項目名（対象者を除く。），検査時間のメモ，調査日，受検者氏名，性別，年齢欄，学年，保護者名欄，調査日欄，氏名欄，性別欄，年齢欄，学年欄及び出版社名
一	心理検査書類等 9	心理検査書類等 9	第 7 号	第 7 号	

